

令和元年度第1回鳥取県食の安全推進会議

令和元年7月3日（水）
午後2時から4時まで
特別会議室（議会棟3階）

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 平成30年度鳥取県食品衛生監視指導結果
- (2) 平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画（事業概要）
- (3) 食品衛生法の改正に伴うHACCP義務化に向けた導入支援について
- (4) 食の安全安心交付金（水産事業、農薬事業）の事業評価について

4 閉 会

資料一覧

- 資料1-1 平成30年度鳥取県食品衛生監視指導結果
- 資料1-2 平成30年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導結果
- 資料2-1 平成31年度鳥取県食品衛生監視指導計画
- 資料2-2 平成31年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画
- 資料3 HACCP義務化に向けた導入支援について
- 資料4 交付金の事業評価について

(委員名簿)

職名	氏名	所属
食の安全推進委員	山口 剛士	学識経験者
食の安全推進委員	亀崎 幸子	学識経験者
食の安全推進委員	下根 鈴江	生産者(漁業)
食の安全推進委員	平野 浩	生産者(畜産業)
食の安全推進委員	山本 隆司	生産者(農業)
食の安全推進委員	有本 一弘	流通販売業者
食の安全推進委員	山崎 達郎	食品製造者
食の安全推進委員	岡原 政江	食品製造者
食の安全推進委員	浜江 隆二	消費者(団体)
食の安全推進委員	下岡 晃昌	消費者(団体)
食の安全推進委員	林 澄子	消費者
食の安全推進委員	佐藤 一美	消費者

(事務局)

生活環境部くらしの安心局長	中西 朱実
くらしの安心推進課 課長	朝倉 学
〃 食の安全担当 課長補佐	木村 優子
〃 係長	瀧田 詳也
〃 衛生技師	平 頌崇
〃 くらしの安全担当 主事	奥山 史宗
水産課 水産技師	田中 秀一

(オブザーバー)

鳥取市保健所生活安全課 主査	湯口 俊之
----------------	-------

● 鳥取県食の安全推進会議とは

食品安全基本法及び食品衛生法の規定に基づき、食品に関わる様々な県民と対話（リスクコミュニケーション）を行い、得た情報を県の施策に反映させることを目的に設置された会議。

【食品安全基本法】

第 13 条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当っては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

【食品衛生法】

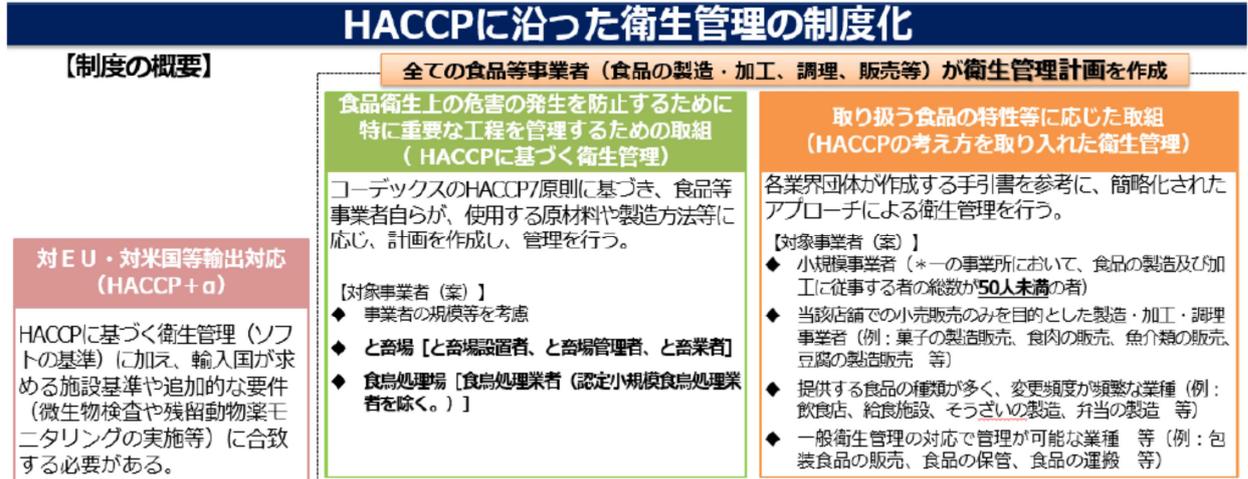
第 64 条第 2 項 都道府県知事等は、第 24 条第 1 項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならない。

食品衛生法の改正に伴うHACCP義務化に向けた導入支援

1 概要

改正食品衛生法が公布され、2021年6月までに原則全ての食品等事業者が「HACCPに基づく衛生管理」、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」のいずれかの導入が義務付けられるため、新たな支援策を講じて県内事業者のHACCP導入を支援します。

図1 HACCP制度化のイメージ



※ 取り扱う食品の特性等に応じた取組（HACCPの考え方を取り入れた衛生管理）の対象であっても、希望する事業者は、段階的に、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組（HACCPに基づく衛生管理）、さらに対EU・対米国輸出等に向けた衛生管理へとステップアップしていくことが可能。なお、今回の制度化において認証の取得は不要。

(1) 支援方針

ア 「HACCPに基づく衛生管理」対象事業所（約50）

危害分析、重要管理点・モニタリング方法の設定など専門的な知識が必要であり、対象事業所数も限られることから、保健所職員が引き続き悉皆的に直接導入指導を行います。

イ 「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」対象事業者（約12,000）

対象事業所数が膨大であることから、業界団体が作成した手引書を用いた外部委託による制度説明会や導入研修会を、HACCPの自主的導入が難しいと考えられる零細事業所（約7,000件）を対象に開催して、重点的にHACCP導入を推し進めます。

また、営業許可件数の6割を占める飲食店については、更なる食の安全・安心確保の充実を図るため、衛生管理計画を簡易に作成できるシステムを開発して衛生管理計画書の作成支援もすることで、加速度的にHACCP導入を推し進めます。

なお、零細以外の事業者に対しても引き続き保健所職員が随時相談対応します。

図2 新規支援事業の対象イメージ

	区分	飲食店	飲食店以外
「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」 (約12,000)	零細事業所 (従業員4人未満)	1. 導入研修会の開催 2. 衛生管理計画の作成支援 3. 運用の確認 4. 融資の活用 (4,200)	1. 導入研修会の開催 2. 運用の確認 3. 融資の活用 (2,800)
	零細以外 (5,000)		1. 相談対応 2. 運用の確認 3. 融資の活用
「HACCPに基づく衛生管理」(約45)	大手事業所	1. 悉皆的指導 2. 導入研修会の開催 3. 補助金の活用 (改正)	

※ 赤字部分が新規支援

2 新規支援

(1) HACCP導入研修会の開催

外部講師を招いてHACCPの自主導入が難しいと考えられる零細事業所を対象に業界団体が作成した手引書を用いた制度説明会や導入研修会を鳥取市と連携して開催します。

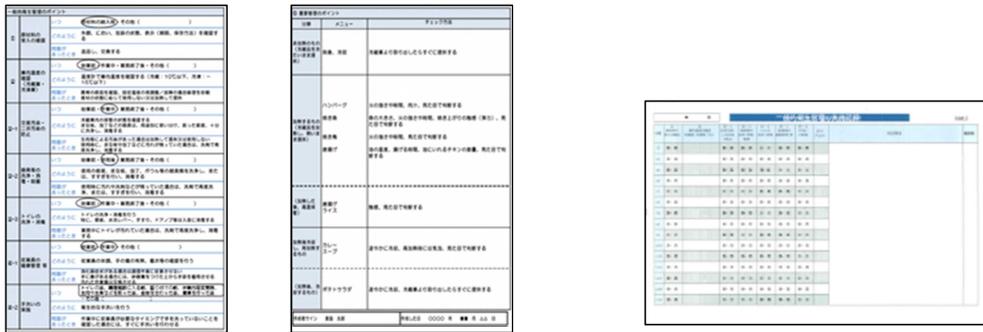
	開催予定回数 (中部域・西部域)
2019年度	20回
2020年度	63回
2021年度	10回
合計	93回

表1 導入研修会等開催回数 ※ 東部域は鳥取市が開催

(2) 衛生管理計画の作成支援

県民が利用する機会が多く、事業所数も多い飲食店は、食の安全・安心確保の充実を図るために優先的な導入が求められることから、衛生管理計画を簡易に作成できるシステムを開発して、衛生管理計画書の作成を支援します。

図3 衛生管理計画書イメージ (小規模な一般飲食店の手引書より)



① 衛生管理計画

② 記録様式

(3) HACCP運用状況の確認

HACCP導入研修会を受講してHACCPを導入した事業所を(一社)鳥取県食品衛生協会の食品衛生推進員が巡回し、HACCPの運用をフォローアップします。

(4) HACCP適合施設認定取得支援補助金の制度改正

「HACCPに基づく衛生管理」に取り組む事業者の補助金利用の増加が見込まれることから、補助対象者数及び補助限度額を見直すとともに、施設整備費に加えてコンサルタント委託料も補助対象とします。(補助率1/2)

	現行	改正案
限度額	300万円	150万円*
対象経費	①構造物の建造、改良、据付に要する経費 ②機械及び装置の購入に要する経費 ③器具及び備品の購入に要する経費	①～③ 同左 ④HACCP導入に係る助言等を外部専門家に委託するために要する経費

表2 改正(案)新旧対象表

※ 過去4年の実績平均

(5) HACCP義務化の周知広報

チラシ、ポスター等を作成して県民にもHACCP義務化を広く周知して県内全体でHACCP導入の気運醸成を図ります。